

[博士論文審査要旨]

申請者：飯塚陽介

論文題目 日本の近代化と商人一戦前における中小機械商の企業者活動一

審査員 橘川武郎
西口敏宏
島本 実

本論文の目的は、第2次世界大戦以前の日本における機械類の「使用」・「流通」・「生産」に果たした中小機械商の役割を明らかにすることにある。まず、機械類の「使用」に関しては、中小機械商の補完財供給者としての機能に光を当てた。次に、機械類の「流通」に関しては、中小機械商が国産機械の全国流通に果たした役割を明らかにした。最後に、機械類の「生産」に関しては、中小機械商が「中堅工場」の所有者・経営者としての側面をもっていたことを析出した。これらの分析結果は、機械類の「使用」と「生産」をめぐる塚本商店の企業者活動や、機械類の「流通」をめぐる守谷商会の企業者活動を、一次資料を駆使して掘り下げることを通じて獲得された知見である。

機械の普及が工業化や近代化にとって大きな意味をもつことについては、日本国内だけでなく、広く海外諸国・諸地域においても、コンセンサスが成立している。しかし、機械普及のメカニズムについては、国や地域ごとに違いがみられ、それらの解明が十分に進んでいるとは言いがたい。日本における機械普及に関しても、機械メーカーや大規模流通業者（総合商社や大規模機械専門商社など）の役割についてはある程度明らかにされてきたが、中小機械商の役割については事実上等閑視されてきた。この研究史上の空白を埋めた点に、本論文の第1のメリットを求めることができる。

本論文のメリットは、単に、中小機械商に目を向けたこと自体にあるだけではない。機械類の「使用」に関しては補完財の供給、機械類の「流通」に関しては国産機械の全国流通、機械類の「生産」に関しては「中堅工場」の所有と経営というように、機械メーカーや大規模流通業者とは異なる中小機械商固有の機能を解明したことが、より重要な意味をもつ。「仲裁」的機能と概括することができる中小機械商固有の機能を明示したことは、本論文の第2のメリットと言える。

本論文の第3のメリットは、塚本商店や守谷商会の企業者活動の実証分析を通じて、既存の通念を修正する諸事実を発見したことである。例えば、本論文の第5章で明らかにした塚本商店の革新的な生産活動は、従来の研究史が描いてきた機械普及に対する中小規模商人の関わり方についての「歴史像」に修正を迫る意味合いをもっている。

一方、本論文には、いくつかの問題点があることも事実である。資料的限界もあって、体系的マクロ的な検証が十分に行われたとは言いがたいし、「中堅工場」の所有者・経営者としての中小機械商が有した限界についても、より掘り下げた説明が必要であろう。しかし、これらの問題点は、日本の機械普及における中小機械商の役割に関して多くの貴重な知見をもたらした本論文の価値を損なうものではない。また、残された課題も、本論文の筆者が今後、研究を深化させることによって、克服されることであろう。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせて考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学（博士）の学位を受けるに値するものと判断する。